

＜「宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制の強化事業」＞ Q&A				
No	質問	No	回答	備考
Q1	宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制強化事業の仕組みを教えてください。	A1	本事業は、原則5者以上の宿泊事業者やその他関係する事業者等でグループを構成していただくか、DMO又は地方公共団体と連携した取組みを行っている宿泊事業者を対象とし、デジタル技術を活用した地域全体で収益向上を図る取組（事業計画）を公募いただき、その審査を経て採択します。グループが採択された後に、今度はグループを構成する構成員（宿泊事業者）の個別事業に関する交付申請手続きを経て、事業完了後に要した経費の一部を、個別の構成員宿泊事業者に対して補助するものです。	
Q2	宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制強化事業では、補助対象事業者で必要な負担はありますか。	A2	本事業の補助金は、「補助対象経費に補助率3分の1を乗じて算出された額」且つ、補助上限額「1施設あたり300万円」（千円未満の端数は切り捨て）となっております。それを超えた額については補助対象事業者にてご負担いただく事になります。	
Q3	1者でも申し込みはできますか。	A3	1者でも申込はできます。 その場合、DMO又は地方公共団体、観光協会などの取組みと連携している宿泊事業者が対象となります。詳しくは個別に事務局にお問い合わせください。	
Q4	宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制強化事業に応募すれば、すぐに補助金がでるのですか。	A4	本公募が補助金交付の申請ではありませんのでご注意ください。 本公募は、事業計画を採択するための公募となり、事務局の審査により採択となった事業計画に基づく事業について、必要な交付申請手続きを経て実施していくこととなります。	
Q5	応募申請は紙やFAXでも可能ですか。	A5	インターネット（メール）のみの受付となっております。 郵送、持参およびFAXによる提出は受け付けません	
Q6	応募の締め切りはいつですか。	A6	締切は令和5年1月13日（金）になります。 締切を過ぎての提出は原則、受け付けませんが、やむを得ない事情がある場合は、事前に事務局にご連絡ください。	
Q7	既にPMSは導入しているのですが、「PMS」を新規導入/入替を行わないと補助対象にはならないのでしょうか。	A7	PMSのうちオンプレミス型の新規導入及び更新クラウド型の導入、又は「情報管理の高度化」に資するPMSの入替が対象の補助金になりますが、周辺・外部システムとの連結に必要なカスタマイズやソフトウェア、オプションなどの導入費用及び使用料（サブスクリプション販売形式等は最大2年分の費用）、ハードウェアの購入費用も補助対象となります。	
Q8	補助対象範囲はPMS本体を周辺・外部システムと連結するために必要なカスタマイズということだが、PMSと一緒に導入しなくても補助対象になるのか。	A8	PMS新規導入・入替と一緒に実施するしないにかかわらず、周辺・外部システムと連結するために必要なカスタマイズは補助対象になります。 ただし、そのカスタマイズはPMS本体側に施すものが補助対象であり、周辺・外部システム機器類は補助対象外となります。	